

令和 3 年 第 5 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和3年5月24日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (17名)

1 番 村上 英登	8 番 赤羽 明人	1 5 番 倉田 益式
2 番 塩木 操	9 番 西村 功	1 6 番 吉瀬 久司
3 番 堀 敏	1 0 番 春日 知也	1 7 番 中嶋 隆
4 番 北澤 満	1 1 番 代田 和美	1 8 番 滝沢 久美子
5 番 堺澤 務	1 2 番 宮下 修	1 9 番 氣賀澤 道雄
6 番 田村 晴男	1 3 番 木下 豊	
7 番 森 武雄	1 4 番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

2 0 番 菅沼 佳彦	2 2 番 大沼 昌弘	2 4 番 小原 正隆
2 1 番 白川 眞武	2 3 番 宮澤 秀一	2 5 番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(3名)

4 番 北澤 満	9 番 西村 功	2 4 番 小原 正隆
----------	----------	-------------

○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	大野 秀悟
主 査	出口 大悟
主 査	小林かおる

○ 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 27 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 29 号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)

議案第 30 号 農用地利用集積計画の策定について (売買)

議案第 31 号 現況証明について

報告事項 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による転用通知について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 1 番 (村上)

議事録署名人 2 番 (塩木)

午後3時00分 開会

局長 (野村 隆二君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから協議会並びに令和3年第5回農業委員会総会を開会させていただきたいと思っております。

最初に氣賀澤会長、挨拶をお願いします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

5月の末になりまして、だんだん暖かくなつてはきましたけれども、何となく肌寒い日が続いております。私ごとですけれども、こんな陽気の変化に農業技術が対応できずに、先週、今年2度目のもみまきをしまして、今回は順調に生育しております。

それで、2つほど御報告なんですけど、実は、今日、この協議会の後、農地部会がありますので、今日はちょっと審議等ができませんけれども、御報告ということで2つほど述べさせていただきます。

1つは、おとしですけれども——2期目の方は御存じかと思いますが、市会議員との懇談会といいますか、打合せがありまして、たまたま先日、地元の市議会議員さんの人と「どうしますかねえ？」という話をしましたら、メンバーも変わったので、議長もぜひやりたいということをおっしゃったので、コロナが落ち着いてから、8月とか、かなり先になると思いますが、今年は、懇親会等はなく議論だけという形でやる方向に進むと思っておりますので、そのときはよろしく願いいたします。

あと、もう一点ですが、4月にある農業委員さんからSDGs——持続可能な開発目標を農業委員会として提唱したらどうかという話がありまして、「言うはやすし行うは難し」な内容ですので、個人的にいろいろ本を読んだりしておりました。それで、先ほどの市会議員さんのほうに聞いたり、また県の農業会議のほうに聞いたりしましたが、ほとんど活動はなくて——それに乗っかろうという非常に安易な気持ちで聞いたんですけど、ないということで、それから、今日、木下委員もつけておられるかもしれませんが、たまたま、ある会合でお隣に駒ヶ根支所長の青木さんがおられて、ちょうどSDGsのバッジをつけていたもんですから「あ、農協がやっているんなら乗っかせて。」という話をしましたら、農協のほうでも、やはり、そういう話が県のほうから来まして、相談したんですけど、結局、今のところは生活部会のほうでフードロスの内容をやっているという、そういう話でした。

私一人がぐるぐる頭の中で回しても始まる話ではありませんので、農業委員会の組織としては何かなと思っておりますと、農政部会がありますので、そこら辺を

中心にして、市への提言とか、そういうものもありますので、そこら辺を核として、関心のある方には一緒に入ってもらってやっていくのが、まずどんなものかを考えながら、駒ヶ根市にとって必要かどうかということも考えながら、徐々に徐々に、本当に徐々にやっていきたいと思っておりますので、御承知だけお願いいたします。

この点につきましては、今朝、事務局のほうにもお話しておきましたので、多分協力していただけたらと思っております。

最後になりますけれども、コロナが大分はやってまいりまして、上伊那地区もレベル5ということです。ですので、今日の会議もなるべく早めに閉じたいと思いますので、審議に御協力をお願いいたします。

以上です。

局 長 (野村 隆二君)

ありがとうございました。

会議前の一言と農業委員会憲章朗読ということで、10番の春日知也委員、お願いいたします。

10番 (春日 知也君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

会議の前の一言ということで、この中に現場で実際に農業をやられている方は当然いらっしゃるわけですが、施設園芸をやっている方っていうのはあまりいらっしゃらなくて——花をやっている方はいらっしゃいますけれども、いらっしゃらないので、少し私のやっていることを御紹介したいと思います。

私の場合、イチゴを中心として施設園芸をやっているわけですが、今、スマート農業という言葉でも言われる施設園芸の取組というのは大きく変わってきております。これは、およそ10年～15年くらい前から具体的に栽培現場が変わってきているわけです。

まず、栽培の環境そのものを今まで以上にしっかりと制御しましょうねということになっています。温度——つまり暖房機を使って温度を管理しましょう。それから、遮光カーテンや保温カーテンを使って光の環境を整備しましょう。そして、光合成をさせるわけですから、二酸化炭素を供給してベストの二酸化炭素濃度を維持していきましょう。そして、かん水——水やりについては、かん水装置を使って多頻度、少量かん水をしましょうといった具合になっております。それらの制御に串刺しをしているのが光合成を最大化させるという考え方でして、そのために早朝から暖房機をどんどんたいて、重油代をかけながら栽培環境を管理したりしております。

同時に、栽培環境を最適化することなので、光合成を最適化させるわ

けですが、同時に病虫害防除も考えております。一番大きいのはうどんこ病などの細菌類による病気なんですけれども、それは植物体の表面に微細な結露が生じることによって繁殖していくわけです。そうすると、早朝の日が出てからハウスの室内がしっかり暖かくなるまで、まだ植物の体が冷たくて空間の温度だけが上がったときに植物の体に微細な結露が生じるわけです。それを避けるために、今は、もう朝の4時ぐらいからハウスの室内温度を上げるために暖房の設定温度を徐々に徐々に上げていって、日が出たときからの急激な温度上昇に備えて植物の感度を温めていくという、そういった取組などをして病虫害を減らそうということもしています。

ただし、これは全て物理的な環境の整備をして——つまり熱だとか光だとか、そういったのは全部物理の世界なんですけれども、実際、僕たちが相手しているのは植物という生き物ですから、そうすると、生き物としてのイチゴへの理解っていうものも非常に深まっていけないとうまく環境整備をすることができません。ですから、今、施設園芸では植物生理学を中心とした生き物の理解をどうやって深めるのかということと栽培環境をどうやって整えるかということが自転車の前輪と後輪のようになって取り組んでいるという、そういう具合でやっております。

面白いことに、今、露地栽培においても光合成を最適化する、最大化させる露地栽培をやろうっていうのが始まっておりまして、その中の1つで、例えば畑でも今まで以上に水をしっかりあげましょうということ。なぜなら、光合成のためには光と二酸化炭素と水で、野外の場合には光と二酸化炭素はあまり管理できないけど、十分にやる、非常にたくさんあげるわけですね。問題は水だと。今まで以上に畑作でも水をしっかりやりましょうという動きになっております。

あと、土壌の物理性を改善して、柔らかい土にして根をしっかり張らせましょうと、それによって栄養分や水分の吸収がしやすいような植物に近づくように作り上げていきたいと思いますといった具合になっておりまして、露地栽培においても栽培環境を整える、それから植物の生理っていうものをよく考えて相手をしていこうという、その両輪を深めるという動きが非常に高まっております、日々面白いなあとと思って仕事をさせていただいております。

以上が一言ということです。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより令和3年5月1日付、告示第5号をもって招集した令和3年第5回
駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。
委員定数19名、ただいまの出席委員数17名、法第27条第3項の規定によ
り本会議は成立しております。
4番 北澤満委員、9番 西村功委員、24番 小原正隆推進委員より欠席の
旨の届出がありました。
お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。
日程第1 議事録署名人の指名をいたします。
議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において1番
村上英登委員、2番 塩木操委員を指名いたします。
日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。
議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
主 査 (出口 大悟君)
それでは、議案書1ページをお開きください。
農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせてい
ただきます。
1件でございます。
場所につきましては2ページ左側を御覧ください。
3—1で表示した場所になります。
福岡区、XXXXXXXXXXの南東1筆2,203㎡になります。
1ページにお戻りください。
契約内容でございますが、売買。
理由でございますが、譲受人は現在まで今回の申請地を借り受けて耕作して
おり、引き続き耕作するため当地を取得したい、譲渡人は後継者が今後農地を
耕作する予定がないことから譲受人の要請に応じるというものでございます。
許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。
以上1件について御審議をお願いいたします。
会 長 (氣賀澤 道雄君)
地元委員の補足説明をお願いいたします。
13番 (木下 豊君)
この案件につきましては、現在、譲受人が長年耕作をしているというよう
なことでございまして、ここにありまして、ここにありまして、ここにありま
すとおりに後継者がいないということから売買するということになりました。

特に問題ないと判断いたしました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 26 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 27 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは、議案書 3 ページをお開きください。

農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1 件でございます。

場所につきましては 4 ページの左側を御覧ください。

4—1 で表示した場所になります。

中割区、XXXXXXXXXX の西 1 筆 243 m²になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、申請人は自宅の隣接地に孫の住宅を共同で建築するため申請地を住宅用地として転用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては 1 種、10ha 以上の一団の農地で、不許可の例外として施設拡張で見えております。

なお、今回の申請につきましては、お孫さんと共同での計画であり、同日、5 条申請があるため、後ほど御説明いたします。

以上 1 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いいたします。

- 25番 (米山 茂寿君)
ただいま事務局さんのほうから説明があったように、申請人のお孫さんということで住宅を建てたいということでありましたが、一部まだ農地のままということで、申請を行いたいということでもあります。
特に問題等ありません。
以上です。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
- 1番 (村上 英登君)
現状は田んぼになっているんですけど、今年の田植はしたんですか。
- 25番 (米山 茂寿君)
現状は田んぼということですが、ここ、一部というか、半分ぐらいは傾斜地で、ちょっと——何ていうんだ、一定の石積みをしてあるんだよね。そして、あと、この川沿いのほうはブロックというかで、地目は田んぼになっているけど、まるっきり田んぼじゃないんだよね。
- 1番 (村上 英登君)
そういうところはよくあるし、じゃあ、もう何年も田植はしていないんですね。
- 25番 (米山 茂寿君)
そうです。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますでしょうか。
- 12番 (宮下 修君)
この図面を見ると、黒いところは分かるんですけど、その横に網かけ上の四角い部分があるんですけど、これは何を示しているんでしょうか。
- 25番 (米山 茂寿君)
これは池です。
- 12番 (宮下 修君)
これは池？
- 25番 (米山 茂寿君)
はい。昔フナを飼っていたもんで、そのとき利用していたコンクリートの池になります。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
よろしいですか。

1 2 番 (宮下 修君)
今は、もう使われていないということですね。

2 5 番 (米山 茂寿君)
ええ。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますでしょうか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 27 号について原案どおり可決することに異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
異議なしと認めます。よって、議案第 27 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)
それでは、議案書 5 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定により許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
計 8 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 7 ページの左側を御覧ください。
5—1 で表示した場所になります。
中割区、XXXXXXXXXX の西 1 筆 243 m²になります。
5 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅用地。
理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが、祖父と共同で自身の住宅建築を計画したため、祖父の所有である当地を使用したい、貸付人は共同で住宅を建築するため借受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては 1 種、10ha 以上の一団の農地で、不許可の例外として施設拡張で見えております。
続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 7 ページ右側を御覧ください。
5—2 で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED]の南西2筆、計461㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが、狭隘となってきたことから住宅の建築を計画したため、祖母の所有する当地を取得したい、譲渡人は年齢または自宅からの距離が遠い等の事情から申請地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3番となりますが、場所につきましては8ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED]の西1筆253㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は県外より駒ヶ根市へ移住するに当たり住宅を建築するため、義父の所有する当地を使用したい、貸付人は申請地周辺が宅地化してきていることから農業規模を縮小したいと考え、借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして4番となりますが、場所につきましては8ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED]の東1筆500㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は市内で[REDACTED]経営を行っているが現在の住居からでは通勤に不便であることから、新たに駒ヶ根市内に住宅を建築するため当地を取得したい、譲渡人は申請地周辺が宅地化しており農業の継続が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして5番となりますが、場所につきましては9ページ左側を御覧ください。

5—5 で表示した場所になります。

町4区、 の南8筆、計2,420 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、集合住宅。

理由でございますが、譲受人は集合住宅を建築し賃貸事業を行うため当地を取得したい、譲渡人は生活資金確保のため売却を検討していたことから譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして6番となりますが、場所につきましては9ページ右側を御覧ください。

5—6 で表示した場所になります。

中沢区、 の西2筆、計2,446 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、仮設資材置場の設置を目的とした一時転用となります。期間は14か月になります。

理由でございますが、借受人は自営線工事の施工に当たり当地は利便性がよく適当な面積を有するため、借り受けて使用したい、貸付人は現在農作物を耕作していないため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域内となっておりますが、一時的に転用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっております。

続いて6ページを御覧ください。

続きまして7番となりますが、場所につきましては10ページ左側を御覧ください。

5—7 で表示した場所になります。

中沢区、 の東1筆195 m²になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、倉庫用地。

理由でございますが、譲受人は倉庫用地として活用するため自身の所有する住宅の隣接地である当地を取得したい、譲渡人は息子である譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております、農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として施設拡張で見えております。

続きまして8番となりますが、場所につきましては10ページ右側を御覧く

ださい。

5—8 で表示した場所になります。

■■■■の北西 1 筆 247 m²になります。

申請目的でございますが、工事車両の通行用地を目的とした一時転用となります。期間につきましては 1 年間となります。

理由でございますが、借受人は■■■■保全工事の工事車両通行用地として当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域外となっておりまして、農地区分につきましては 1 種、10ha 以上の一団の農地で、不許可の例外として一時転用で見えております。

以上 8 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、地元委員の補足説明をお願いします。

25 番 (米山 茂寿君)

1 番ですが、先ほど述べたように特に問題ありません。

10 番 (春日 知也君)

2 番は、■■■■の住宅街の中の一角でして、第 3 種農地となっており本当に住宅の中の土地でして、特に農業上、他の畑、耕作地等への影響はないと思っており、問題ないと思っております。

続いて 3 番も私の案件ですので、3 番も申し上げます。

こちらは、8 ページの左側の地図を見ていただくと分かりますように、こちら住宅の中の一角でして、第 3 種農地ということで、特に問題はないかというように考えております。

8 番 (赤羽 明人君)

それでは、続いて 4 番のほうを私から説明します。

地図にあるように、■■■■のちょうどロータリーにくっついたところです。

もう区画整理が終わって十何年そのまま、ずっと荒地になっていたんですけれども、私、以前ここで自然観察などをやって野草なんかをよく探したところなんですけれども、特に問題ないと思っております。

3 番 (堀 敏君)

5 番です。

5 月の 7 日に現地確認をいたしました。

場所は、■■■■の斜め向かいでございます。

地図を見ていただくと分かりますが、中部電力の送電線がここを斜めに走っておりまして、この黒塗りの部分は、実際は田んぼが 2 枚と、こういう形に

なっているんですが、中部電力の送電線の関係で分筆を非常にたくさんやって分けてあると、こういうことでございます。

被相続人 ■■■■ さん、相続人 ■■■■ さんって書いてありますが、実は、これ、相続手続を忘れていたというか、やっていなかったということで、今回、土地を売るということで、初めてその手続がされていないということが分かり、改めて相続人の ■■■■ さんが相続するという形になっております。

場所的には、住宅がたくさん建たってきているような場所ですので、特に農地として守らなくてはいかんということはないと思いますので、問題ないと思います。

以上です。

6 番 (田村 晴男君)

6 番の土地でありますけれども、これ、3 年ほど前にも同じ計画で準備をされておったのを覚えておりますけれども、■■■■ にあります ■■■■ のソーラーシステムの配線のための準備をする会社のものでございます。

場所的には非常に大きい車の出入りにもよい場所です。また、計画を見ていきますと非常に安全対策もしっかり取られていて、それから 14 か月後の元の田んぼへの復帰ということもしっかりと計画が練られておりました、問題ないというふうに判断をいたしました。

それから、7 番も同じく私のほうで説明させていただきます。

北澤委員さん、今日はお休みなんですけれども、私と同じ会議へ出席しております、2 人ともそっちへ行っちゃったり、2 人ともこっちへ来ちゃったりということだと進まなくなりますんで、手分けをして私のほうから説明させていただきます。

場所は ■■■■ なんですけれども、譲受人等は ■■■■ で、私どもの地籍の方であります。

譲渡人の奥様の実家のものであったものを譲り受けておったというものでございますが、今度それを息子さんにお渡ししたいということで譲渡されると、贈与という形です。

なお、ここには、もう既に受け継いだときから倉庫が建っております、今後は倉庫という形を生かしていきたいということで、地目を変換していきたいということでございます。

特に問題ないというふうに見ております。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

5—8 について御説明します。

地図でお分かりのように、■■■■ の対岸の ■■■■ の中にある土地ですが、

一応ここは行政区が [REDACTED] ということで、該当する農業委員がいないということで、会長の私と副会長の村上委員で現地確認してまいりました。

この該当地は、現在耕作はされておらず、草が生えているという状況でして、今度転用するに当たって周りへの影響もないということで判断して、問題ないと判断しております。

以上です。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 28 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 29 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)

それでは、議案書 11 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

まず公告年月日でございますが、令和 3 年 5 月 31 日。

期間の終期でございますが、契約期間は 5 年で、田んぼが 5 万 612 m²、畑が 574 m²、合計は 5 万 1,186 m²でございます。

貸手が 7 で借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。

12 ページ 13 ページが利用権設定をする各筆明細となっております、7 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 22 筆を貸し付けるということになっております。

権利の種類につきましては御確認をお願いいたします。

以上について御審議をお願いいたしまして、審査、決議の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、14 ページあります表のとおり担い手へ記載の内容で貸付予定でありますので、御確認をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
少しの間、時間を取りますので、今言われた表を確認してください。
[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 29 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 29 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 30 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)
それでは、議案書 15 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（売買）を御説明し、御提案とさせていただきます。

なお、5 月 13 日に農地あっせん審査会を開催しておりますので御報告いたします。

それでは農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

まず公告年月日でございますが、令和 3 年 5 月 31 日付で、田んぼが 7,594 m²、合計も 7,594 m²でございます。

売手が 1 で買手が 1 でございます。

16 ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

下平区の ■■■ さんが長野県農業開発公社から買い受けるというものでございます。

所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡しの時期は、それぞれ令和 3 年 6 月 15 日ということで、対価につきましては 264 万 2,300 円でございます。

売買対象地につきましては 17 ページの議案第 30 号で表示した場所になります。■■■の南になります。

以上 1 件について御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
では、農地あっせん審査会会長 米山茂寿委員の補足説明をお願いします。

25番 (米山 茂寿君)
5月13日10時から審査会のほうを行いました。
1番の地番 [REDACTED] 番地ということで行いましたが、特に問題等なく進めてまいりました。
以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
地元委員の補足説明をお願いします。

12番 (宮下 修君)
この田んぼは、同じ常会の中におります [REDACTED] さんっていう方の土地だったんですが、その地図のすぐ隣が [REDACTED] さんであったわけですが、それを譲り受けて耕作をしているということで、別に問題はないというふうに思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第30号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第30号 農用地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第31号 現況証明について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)
それでは、議案書18ページをお開きください。
現況証明について御説明をし、御提案とさせていただきます。
1件でございます。
場所につきましては19ページ左側、現況証明—1で表示した場所になります。
場所が大変分かりづらいのですが、「現況証明—1」と表示されている上に小さく塗り潰されている箇所、こちらが今回の申請地でございます。
地区につきましては中沢区、[REDACTED]の東1筆49㎡になります。
18ページにお戻りください。

施設等ですが、宅地敷地ということで申請が出てきております。
経過説明でございますが、昭和 26 年以前から宅地として使用しており、提出された土地家屋課税台帳等により建物を新築していることが確認できたほか、地元農業委員、事務局で現地確認済みであります。

以上 1 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いいたします。

6 番 (田村 晴男君)

この案件につきましては、菅沼委員さんと 2 人で現地確認に行つてまいりました。

■■■■さんっていう所有者の方はここに住んでいないということで行つたんですけど、たまたま行つたときにちょうどそこへ帰つてこられて、いろいろお話を伺うこともできました。

台帳は田んぼになっておりますけれども、実際には、もう相当の年数前から 2 階建ての倉庫が建つておりまして、宅地として使用していることは間違いないということで確認をいたしました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

10 番 (春日 知也君)

この状況ですので宅地への転用の手続の形もあり得るのではないかと思つたんですが、そういったあたりはどうなのでしょう。

6 番 (田村 晴男君)

実際に使っている方は、その地図のところに■■■■さんっていう方のところでそこを借りて建物を建てたということで、今後それが進んでいくという形になるというふうに■■■■さんのほうから伺つております。取りあえず今回は宅地にするということだけだそうです。よろしくをお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 31 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よつて、議案第 31 号 現況証明については、これ

を原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、報告事項 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による転用通知について、事務局より報告願います。

主 査 (出口 大悟君)

そうしましたら、20 ページになりますが、農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による届出がありましたので御報告をさせていただきます。

計 2 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 21 ページの左側を御覧ください。

報告事項—1 で表示した場所になります。

北割 2 区、XXXXXXXXXX の西 1 筆 946 m²のうち 1 m²になります。

20 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、携帯電話無線局が 1 塔。

理由でございますが、申請人はXXXXXXXXXXの携帯電話無線局を設置したいというものでございます。

続いて 2 件目でございますが、場所につきましては 21 ページの右側を御覧ください。

報告事項—2 で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXX の西 1 筆 226 m²のうち 4 m²になります。

20 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、携帯電話無線局が 1 塔となります。

理由でございますが、申請人はXXXXXXXXXXの携帯電話無線局を設置したいというものでございます。

以上 2 件につきまして御報告をいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの件について質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、報告事項について説明のとおり御承知おきください。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和 3 年第 5 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 4 7 分 閉会